

1. 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年版(国交省標準仕様書)について

(1) 電化厨房機器に関わる改訂内容

公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部。以下、「国交省標準仕様書」といいます。)が公示され、その「第6節 厨房機器 1.6.1 一般事項」に表1のとおり(i)項が挿入されました。

表1 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成28年版 「第6節 厨房機器 1.6.1 一般事項」抜粋

- (a) 本節は、厨房機器(床置形に限る。)のうち本項で規定する板金製品、熱調理器、食器洗浄機、低温機器について適用する。
⋮
- (h) 電気用品安全法の対象機器については、当該法令の定めによる。
- (i) 「電化厨房機器性能指標基準」((一社)日本エレクトロヒートセンター)の対象機器については、定格消費電力の算出は当該基準による。
⋮

今回 (i) 項
を挿入

お問い合わせ先

一般社団法人 日本エレクトロヒートセンター
企画部

電話:03-5642-1640

メールでのお問い合わせは下記のホームページからお願いします。

<http://www.jeh-center.org/contact.html>